

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、沖縄における国民年金制度の開始の時から国民年金に加入して国民年金保険料をすべて納めてきた。昭和45年度から58年度までは年度等の単位で一括納付してきたにもかかわらず、56年度の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録によると、沖縄において国民年金制度が開始された昭和45年4月から満60歳に到達するまで国民年金に継続して加入している上、沖縄特例措置に係る期間を含む国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人は国民年金制度に対する理解も深く、また、同保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、i) 申立期間前後の加入期間の保険料は納付済みとなっていること、ii) 申立期間は12か月と比較的短期間であること、iii) 申立期間の前後を通じて申立人の住所及び経済状況等の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和45年4月から61年3月までの期間について本来は任意加入被保険者であったにもかかわらず、61年2月に社会保険庁の職権により記録訂正されるまでの間、強制加入被保険者とされていたことなどから、申立人の国民年金加入手続に係る行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和47年4月から57年9月までの期間、58年4月から同年6月までの期間及び58年10月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から57年9月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで
③ 昭和58年10月から平成4年3月まで

私は昭和47年ころから平成4年まで、実家の敷地内で、両親と3人で食堂を経営しており、私の国民年金保険料は私の給料から差し引かれて母親が支払っていた。保険料の免除制度があることは知らず、また、免除手続をしたこともなく、少ない給料の中からずっと納めていた。

申立期間が未加入、免除、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料のほとんどの納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況を聴取することができないため、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

また、申立期間は231か月と長期間であり、申立人は母親に頼まれて申立期間中に3回ほど国民年金保険料を納付したと述べているが、当該保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、A市が現在保管している昭和50年度以降の収滞納一覧表によれば、申立期間のうち、i) 50年度から56年度までの期間及び平成2年度については申請免除、ii) 57年度及び58年度については一部未納、iii) 59年度から

63 年度は未納となっており、これらの同市の納付記録と社会保険庁のオンライン記録はすべて一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から61年9月まで

県外に在住していた昭和63年10月ころ、未納となっていた私の国民年金保険料100万円余りを私の婚約者(現在の妻)が県外の市役所窓口で一括納付し、領収書もらった。

しかし、社会保険庁から当該期間が未納となっているとの回答であった。このことに納得がいかない。

なお、大震災で上述した受領書は、焼失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻が一括して納付したと申し立てている100万円余りの保険料金額は、申立人の実際の保険料金額の約79万円と大きく乖離^{かいり}している上、納付したとする市役所窓口では過年度分の保険料を納付することはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人には昭和51年2月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、申立人は、「その当時に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した記憶は無い」としている上、申立人の妻が一括して納付したとする63年10月の時点では、特例納付の実施期間でもなく、申立期間の国民年金保険料の大半が時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和50年3月から54年3月までの4年間A事業所に勤務し国民年金保険料を給与から控除され納付していた。

しかし、社会保険事務所に照会したところ、昭和52年4月以降が納付済とされ、申立期間が未納とされているという回答であった。このことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「国民年金手帳は昭和52年5月に作成・C事業団へ送付」と記載されていることから、申立人が勤務していたA事業所は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を52年度からC事業団に委託していたものと推認できる。

また、上記委託に関連して申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年10月に払い出されたことが確認できる。

さらに、上記払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後10人の手帳記号番号は、申立人と同時期の昭和50年3月にA事業所に採用された社員にも申立人と同様、52年10月に払い出されており、社会保険庁が管理するオンライン記録により、当該社員のすべてが52年4月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたことを示す所得税源泉徴収票や給与明細書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間当時、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を自ら行ったことはないと述べており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から29年8月1日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していた。しかし、社会保険事務所から、当該期間については加入員名簿に私の厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。私の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと主張しているが、その記憶は曖昧であり、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年7月1日から厚生年金に加入している元同僚によると、「申立人が同事業所に勤務していたことは確かであるが、私が厚生年金保険に加入する前に申立人は同事業所を退職しており、私が申立人のことを知っているのは、申立人が同事業所を退職した後も同事業所に時々顔を出していたからである」と証言している。これについては、申立人も「当該元同僚は、私が退職した後に同事業所に入社した」と述べていることから、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる27年7月1日よりも前に同事業所を退職したものと推認される。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に係る厚生年金保険資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号も欠番が無く、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立期間についてA事業所に係る被保険者記号番号の払出状況を調査したが、申立人の被保険者記号番号が申立期間に払い出されたことを確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資

料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A事業所の事業主及びその妻等の事業関係者は全員死亡しており、申立人の状況について確認することができない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 10 日から 47 年 6 月 1 日まで
(県外 A 事業所)
② 昭和 42 年 9 月 10 日から 47 年 6 月 1 日まで
(県外 B 事業所)

私は、申立期間において県外の A 事業所及び同 B 事業所にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社会保険事務所から記録が無いと言われた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは確かなので、それぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、調査の結果、申立てに該当する適用事業所は A 事業所のみであるが、同事業所の記録を管理している親会社の C 事業所において、申立期間の①より以前の期間から保存されている厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届や標準報酬月額算定基礎届を確認したところ、申立人についての当該資料は見当たらず、申立人が A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していた形跡は認められない。

また、申立人は同僚についての記憶が無いことから、A 事業所において申立期間当時に勤務していた者から聴取を行ったが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務期間や勤務状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の①の期間を含む昭和 42 年 1 月から 47 年 12 月までの A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人が被保険者資格を取得している形跡は見られない。

申立期間の②について、社会保険庁の記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和62年9月1日であることが確認できることから、申立人が同事業所に勤務していた申立期間の②の期間において、B事業所は適用事業所ではなかったものと認められる。

また、申立期間の②について、申立人は当時の同僚の名字しか記憶していないことから、これらの者を特定して供述を得ることはできず、加えて、同申立期間はB事業所が適用事業所となる前の期間であることから、当該事業所における当時の厚生年金保険被保険者名簿は無く、事業所における従業員名簿等も無いことから、当時の従業員から供述を得ることもできない。

さらに、申立期間の②に関して、B事業所から屋号を譲渡されたとするD事業所に確認したところ、「B事業所は当時E市に支店を設置していたと聞いている。」との証言があったが、当該当該B事業所のE市支店が入居していたとされる複数の大手商業施設に確認したところ、「当時の当該支店の入居状況等については、既に資料が無く確認できない。」としている。

加えて、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料は無いほか、申立期間の①及び②のうち昭和45年1月17日から同年4月10日の期間及び46年3月8日から同年12月4日までの期間は、申立人は申立事業所とは異なる事業所での厚生年金保険加入記録があることから、これらの期間について、申立人はA事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入することはできなかったものと判断される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から 62 年 11 月 25 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 5 月 31 日まで A 社に継続して勤めていたにもかかわらず、社会保険事務所に記録照会をしたところ、申立期間の 61 年 5 月 1 日から 62 年 11 月 25 日までの厚生年金保険の加入記録がないと言われた。

給与明細書等の資料は残っていないが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは当時の複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和 61 年 4 月 1 日に取得し、同年 5 月 1 日に喪失しており、このことについて、A 社の当時の役員は、「申立人は、一人で県庁や市役所等において営業活動していたが、当初の勤務は週 3 日のときもあれば、週 5 日のときもあったように思われる。」と証言しており、同社の当時の社会保険事務担当者も、「当初は 1 日おきの勤務であったように思うし、日によっては午後 3 時か 4 時に早退することもあった。」と証言していることから、社会保険の適用基準を満たしていないことを理由に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと推認できる。

また、昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 11 月 24 日までの期間について申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

なお、厚生年金保険被保険者資格の再取得日は昭和 62 年 11 月 25 日であり、雇用保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入状況について調査したところ、昭和 61 年 4 月 1 日に国民健康保険を取得し、昭和 62 年 11 月 26 日に国民健康保険の資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 50 年 9 月 14 日から 51 年 6 月 1 日まで
(B 事業所)

私は申立期間の①及び②において、それぞれA事業所及びB事業所に勤務していた。しかし、社会保険事務所にこれらの記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録はないとの回答を受けた。

A事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票を調べた結果、A事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 9 月 1 日であることが確認でき、同事業所においてそれより前に厚生年金保険の資格を取得した者は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の記憶している当時の同僚についても、申立人と同様に昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、元同僚から聴取しても、「入社時のことについては明確な記憶がなく、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかも覚えていない。」としている上、申立事業所は個人事業所であることから、事業主は厚生年金保険に加入しておらず、事業主の氏名だけでは本人の特定をすることもできず、連絡先が不明なため、当該事業主から当時の状況についての供述を得る

こともできない。

次に、申立期間の②については、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は昭和50年9月16日に同保険の被保険者資格を取得し52年9月に資格を喪失しており、申立人が申立期間の②のほぼ全期間においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間の②に関して、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和51年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同時期に入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同日であることが確認できる。

また、申立期間の②について、事業主は「当時、途中で入社した社員は試用期間があり、試用期間は社員によりまちまちであった。また、社員の厚生年金保険の加入は正社員登用時からであったと思う。」と証言している上、申立期間中に入社した前述の同僚も試用期間があることから判断すると、申立人についても申立期間の②において試用期間中であったものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の①及び②において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。